証券コード　6367
2009年6月2日

株　主　各　位

大阪市北区中崎西二丁目4番12号　梅田センタービル
ダイキン工業株式会社
取締役社長　岡　野　幸　義

第106期定時株主総会招集ご通知

拝啓　株主のみなさまには格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第106期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」（3頁から7頁まで）をご検討くださいまして、以下のいずれかの方法により、2009年6月25日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

【書面（議決権行使書）により議決権を行使されます場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、**上記の行使期限までに**到着するようご返送ください。

【電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使されます場合】

パソコンまたは携帯電話から当社の議決権行使サイト(http://daiko-sb.gcan.jp)にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載しております「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、**上記の行使期限までに**議案に対する賛否をご入力ください。

なお、お手続きに際し、後記の「電磁的方法による議決権の行使について」（8頁から9頁まで）を必ずご確認いただきますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1．**日　時**　　**2009年6月26日（金曜日）午前10時**

2．**場　所**　　**大阪市北区茶屋町19番19号**
ホテル阪急インターナショナル　4階「紫苑の間」

3．目的事項

報　告　事　項　　１．第106期（2008年４月１日から 2009年３月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告の件

２．第106期（2008年４月１日から 2009年３月31日まで）会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決　議　事　項

第１号議案　剰余金処分の件

第２号議案　定款一部変更の件

第３号議案　自己株式取得の件

第４号議案　監査役２名選任の件

第５号議案　補欠監査役１名選任の件

第６号議案　役員賞与支給の件

4．招集にあたっての決定事項

【議決権を複数回行使された場合の取扱い】

①書面により議決権を複数回行使された場合は、最後に到着したものを有効な議決権の行使として取り扱います。

②電磁的方法により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権の行使として取り扱います。

③電磁的方法と書面の両方で議決権を重複行使された場合は、電磁的方法による議決権の行使を有効な議決権の行使として取り扱います。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.daikin.co.jp)に修正後の内容を掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

当社は、株主のみなさまへの還元につきましては、連結純資産配当率2.0%以上を維持することを基本とし、連結業績、財務状況、資金需要等を総合的に勘案し、安定的に実施しております。

上記の方針に基づき、第106期の期末配当金につきましては、前期と同額の１株につき19円とさせていただきたいと存じます。

なお、年間の配当金は、中間配当金も含め、前期と同額の１株につき38円でございます。

１．期末配当金に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその額
当社普通株式１株につき金19円
総額　5,545,968,596円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日
2009年６月29日

２．剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目およびその額
別途積立金　　　22,000,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目およびその額
繰越利益剰余金　22,000,000,000円

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

(1)「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」という。）が平成21年１月５日付で施行され、上場株式は一斉に振替株式に変更されたこと（いわゆる「株券電子化」）により、株券を発行する旨の当社定款の規定は廃止されたものとみなされております。このため、株券の存在を前提とした規定および文言の削除を行うものであります（現行定款第７条、現行定款第10条、現行定款第11条、現行定款第12条)。

(2) 上記変更に係る現行定款第７条および第10条の削除に伴い、条数の繰り上げを行うほか、所要の変更を行うものであります（現行定款第８条ないし第38条)。

(3) 決済合理化法の上記施行日の翌日から起算して１年を経過する日までは株主名簿管理人が株券喪失に係る事務を取り扱うため、経過措置としてその旨の附則を新設するものであります（変更案附則第１条、変更案附則第２条)。

2．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分）

現行定款	変更案
(株券の発行) 第７条　当会社は、株式に係る株券を発行する。	(削　除)
第８条 〜　(記載省略) 第９条	第７条 〜　(現行どおり) 第８条
(単元未満株券の不発行) 第10条　当会社は、第７条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、第13条所定の株式取扱規則に定めるところについては、この限りでない。	(削　除)
(単元未満株式の買増し) 第11条　当会社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、第13条所定の株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。	(単元未満株式の買増し) 第９条　当会社の単元未満株式を有する株主は、第11条所定の株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。
(株主名簿管理人) 第12条　(記載省略) ②　(記載省略)	(株主名簿管理人) 第10条　(現行どおり) ②　(現行どおり)

現　行　定　款	変　　更　　案
③　当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。	③　当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。
第13条 〜　　　（記 載 省 略） 第36条	第11条 〜　　　（現行どおり） 第34条
（剰余金の配当） 第37条　当会社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下、「期末配当金」という。）を支払う。	（剰余金の配当） 第35条　当会社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下、「期末配当金」という。）を支払う。
②　前項のほか、当会社は、取締役会の決議によって、毎年９月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、会社法第454条第５項に定める剰余金の配当（以下、「中間配当金」という。）をすることができる。	②　前項のほか、当会社は、取締役会の決議によって、毎年９月30日の最終の株主名簿に記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、会社法第454条第５項に定める剰余金の配当（以下、「中間配当金」という。）をすることができる。
第38条　　　（記 載 省 略）	第36条　　　（現行どおり）
（新　　　設） （新　　　設）	附　　則 第１条　当会社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。
（新　　　設）	第２条　本附則は、平成22年１月５日まで有効とし、平成22年１月６日をもってこれを削除するものとする。

第３号議案　自己株式取得の件

会社法第156条の規定に基づき、本総会終結の時から１年以内に、当社普通株式40万株、取得価額の総額15億円を限度として取得することにつき、ご承認をお願いするものであります。

第４号議案　監査役２名選任の件

監査役　柴田信幸氏および同　村上仁志氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役２名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

	氏　　名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する 当社株式の数
1	村上仁志（むらかみひとし） (1941年５月28日)	1964年４月　住友信託銀行㈱入社 1989年６月　同上取締役 1991年６月　同上常務取締役 1997年６月　同上代表取締役専務 1998年３月　同上代表取締役会長 2005年６月　当社監査役（現職）	0株
2	加藤　豊（かとうゆたか） (1946年10月９日)	1969年４月　当社入社 2002年６月　同上取締役、同上空調営業本部長 2004年６月　同上常務執行役員 2007年６月　同上専務執行役員（現職） 2009年５月　同上国内空調営業顧客担当	5,800株

(注)　１.候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２.村上仁志氏は、社外監査役の候補者であります。

３.村上仁志氏は、金融機関の企業経営者としての豊かな経験と高い見識に基づき、特にリスク管理の視点を含めた広範かつ高度な視野から、当社の監査にあたっていただくため、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。

４.村上仁志氏が社外監査役として在任中、当社において法令または定款に違反する事実その他不正な業務の執行が行われた事実ならびに当該事実の発生の予防のために同氏が行った行為および当該事実の発生後の対応として行った行為の概要につきましては、添付書類「第106期報告書　4.会社役員に関する事項　(3)社外役員に関する事項　②社外役員の活動状況」に記載のとおりであります。

５.村上仁志氏の社外監査役の在任期間は、本総会終結の時をもって４年であります。

６.当社は、村上仁志氏との間で会社法第427条第１項および当社定款の規定に基づく責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は同法第425条第１項に定める最低責任限度額であります。同氏の再任をご承認いただいた場合は、同氏との間の上記契約を継続する予定であります。

第５号議案　補欠監査役１名選任の件

会社法第329条第２項の規定に基づき、会社法第335条第３項に定める社外監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、あらかじめ補欠の社外監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の社外監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴および他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
家近正直（いえちか まさなお） (1933年７月18日)	1962年４月　弁護士登録（現職） 1981年４月　大阪弁護士会副会長 1988年３月　法務省法制審議会商法部会委員 1994年７月　司法試験考査委員 2004年４月　甲南大学法科大学院教授	0株

(注) １.候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２.家近正直氏は、社外監査役の候補者であります。
３.家近正直氏は、弁護士として活躍されており、法律面を中心とした客観的・中立的な監査業務が期待されることから、候補者として適任であると考えております。
４.家近正直氏は、これまで社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、弁護士としての豊富な経験や知識に基づき、企業経営に対する十分な見識を有されていることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。
５.家近正直氏が監査役に就任した場合は、会社法第427条第１項および当社定款の規定に基づく責任限定契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任限度額は同法第425条第１項に定める最低責任限度額であります。

第６号議案　役員賞与支給の件

当期末時点の取締役８名（社外取締役２名を除く。）に対し、当期の業績等を勘案して、役員賞与総額140,000,000円を支給することのご承認をお願いするものであります。

以　上

電磁的方法による議決権の行使について

Ⅰ．インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記の事項をご了承のうえ、画面の案内に従って行使していただきますようお願い申しあげます。

記

1．ご留意いただく事項

(1) インターネットによる議決権行使は、当社の株主名簿管理人が開設する議決権行使サイト（**http://daiko-sb.gcan.jp**）をご利用いただくことによってのみ可能です。
※インターネットにより議決権を行使されます場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」が必要になります。

(2) インターネットにより議決権を行使された場合は、同封の議決権行使書をご郵送いただく必要はございません。

(3) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用は、株主様のご負担となりますのでご了承ください。

(4) インターネットによる議決権行使は、株主総会前日（2009年６月25日(木曜日)）午後５時30分まで可能ですが、議決権行使結果の集計上お早めに行使していただきますようお願い申しあげます。

2．お手続きの方法

(1) **http://daiko-sb.gcan.jp** にアクセスしてください。
「ＱＲコード」から議決権行使サイトへのアクセス方法



バーコード読取機能付き携帯電話で、左の「ＱＲコード」を読み取り、議決権行使サイトへ接続してください。なお、操作方法につきましては、各携帯電話の取扱説明書をご確認ください。
(ＱＲコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)

(2) 株主様確認のため、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」をご入力のうえ、画面の「ログイン」ボタンをクリックしてください。

(3) 同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」は仮のものであり、株主様以外の第三者による不正なアクセスや議決権行使内容の改ざんを防止するため、株主様の任意の「新パスワード」に変更していただきます。
※「新パスワード」は、本総会の議決権行使期間中、議決権行使サイトへ再度ログインする際に必要となります。再発行はいたしかねますので、ご失念にご注意ください。

(4) 画面の案内に従って、議決権を行使してください。

3．システム環境について

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

(1) インターネットにアクセスできること。

(2) パソコンによるインターネット接続の場合

①インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Internet Explorer Ver.5.0以上、またはNetscape Communicator Ver.4.5以上を使用できること。

②招集通知の添付ファイルを参照するためのソフトウェアとして、Acrobat Reader Ver.5.0以上を使用できること。

(Internet Explorerはマイクロソフト社、Netscape Communicatorはネットスケープ社、Acrobat Readerはアドビシステムズ社の登録商標または商標です。)

(3) 携帯電話によるインターネット接続の場合

①SSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。

②以下のサービスが利用可能であること。

EZweb、iモード、Yahoo!ケータイ

(EZwebはKDDI株式会社、iモードは株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、Yahoo!は米国Yahoo!Inc.の登録商標または商標です。)

4．お問合せ先（通話料無料）

(1) インターネットによる議決権行使におけるパソコン操作等でご不明な場合のご連絡先

株式会社だいこう証券ビジネス　証券代行部（ITヘルプデスク）

電話　0120－911－860［受付時間：24時間］

(2) 上記以外の株式に関する各種お問い合わせ先

株式会社だいこう証券ビジネス　証券代行事務センター

■株式事務に関するご照会　電話　0120－255－100

■特別口座に関するご照会　電話　0120－351－465

〔受付時間　9:00～17:00（土、日、祝祭日、年末年始を除く。)〕

II．議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合弁会社株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記Ｉのインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以　上

MEMO

MEMO

株主総会会場ご案内図

会場　大阪市北区茶屋町19番19号
ホテル阪急インターナショナル４階「紫苑の間」
ＴＥＬ．(06) 6377-2100



交通
・ＪＲ大阪駅御堂筋口南口より徒歩約10分
・阪急梅田駅茶屋町口より徒歩約３分
・地下鉄御堂筋線中津駅４番出口より徒歩約５分